

America に於ける黒人教育についての一考察

清 水 慶 秀

〔I〕

1954年5月17日、米国最高裁判所が9名の判事の一致した意見として「南部諸州の一部で行われているように学校で白人の生徒と黒人の生徒を分離することは、憲法によつて保障されている法の前での平等な権利を奪うものであり、米国憲法に対する違法である」という判決を下し、黒人の公立学校に於ける差別教育を禁止した事は今猶人々の記憶に新たな処である。云うまでもなく、此の判決は米国黒人にとつては長い間渴望されて来たものであり、米国修正憲法第十四条に示されている米国黒人の権利を保障する為の殆んど一世紀に亘る努力の結果として生れたものである。憲法第十四条の修正は南北戦争後、主としてリンカーン大統領により解放された奴隷の利益のために採択されたものであり、同条ではいかなる州も法の適用と平等な保護を拒否したり、不可侵の権利を制限する事は出来ないと述べている。⁽¹⁾

従つて此の黒人の差別教育禁止の判決程強く我々に「米国の憲法も皮膚の色には盲目である」とする我々の考えを裏付けたものはなく、同時に「すべての人間とすべての子供が法律の前には平等であるという米国の永遠の信念」を再確認せしめたものはないのである。南アフリカ連邦やバーミューダ島などにおいて、人種的差別が厳として存在している現在、此の判決がそれらに及ぼす影響の大きさは云うまでもなく、米国自身にとつてもこの決定は「米国民主々義の年代誌に歴史的事柄として書きこまれる」⁽²⁾ものであつたのである。

現在米国で黒人の差別待遇を法律で命令し、あるいは許可しているコロンビア特別地区(ワシントン)と21州⁽³⁾では、此の判決に対して多くのきびしい批難をしており、特に伝統的に黒人に冷遇である南部諸州ではその感が強く、「私立学校に切換えて白黒別の伝統を維持する」とさえ高

① 米国修正憲法第十四条第一項には「いかなる州も法による正当な手続と平等な諸権利をいかなる人からも奪つてはならない」と規定し、また同第五条は連邦事項に関する訴訟事件に係するすべての人に法の正当な手続を受ける権利を与えている。

② 黒人奴隷を祖父とするノーベル平和賞受賞者のラルフ・パンチ (Ralph J. Bunche) 博士は、分離教育廃止の米最高裁判所の判決に関し、「この決定は米民主々義の年代誌に歴史的な事柄として書きこまれるであろう」と述べたと5月17日発のロイター通信は伝えている。更に又国連本部の近くの銀行で小切手を交換中にこのニュースを聞いた博士は「余りのうれしさに35ドルの現金を受取るのを忘れて国連へ飛んで帰つた」とニューヨークの新聞は報じている。

⁽⁴⁾言している。従つて此の判決の趣旨を徹底させ、実を結ぶためには今後幾多の困難と争いが予想され、且つ又最終的にどんな処置がとられるにしても、南部の白人学校が黒人学生を入学させるようになるには永い年月を要することは明白な事柄であり、⁽⁵⁾ニューヨーク・タイムス紙の報告をまつまでもなく、今まで以上の黒人自身の努力と忍耐を必要とするであらう。

かのリンカーンの奴隷解放から百年近い今日、米国民主々義の一つの汚点として残されている黒人の人種的差別待遇、そこから当然生ずる黒人の教育問題即ち1954年5月17日の此の判決が下されるまでの黒人の教育はどのようになされ、且つ又発展して来たかについての一考察として、以下第一次大戦後を中心に眺めてみたいと思う。

〔II〕

1930年の米国政府の統計によれば約1200万の黒人が南部諸州を中心として、その大多数が砂糖、棉、煙草を始め各種の農産物の栽培に従事して生活しており、これは総人口の9.7%に当り、その大部分は奴隷解放の時の約440万の生粋の黒人の子孫であつたのである。

周知の如く、黒人奴隷問題から起つた南北戦争はリンカーンの奴隷解放軍の勝利となり、1865年12月18日合衆国全般に亘つて奴隷解放は少なくとも形式の上では完成し、黒人は白人と法律上の同権を享有したのである。しかし実際に於ては彼等はアメリカ住民中、下層的な要素をなすに過ぎないのであり、人種的には全く異体であつたのである。何故ならばアメリカ人は彼等の伝統的なアングロサクソンの観点より黒人を劣等人種と認め、彼等に対して個人的及び社会的に明瞭に一本の境界線を設けており、嘗つて奴隷の苦役の行われていた南部諸州に於ては、特に黒人に対する人種的差別が激しかつたのである。そこでは今日猶鉄道の客車の座席や待合室、料理店等が区別されて「黒人用」とされており、生活のあらゆる面に於て差別、冷遇されている事は人々

③ 州法によつて公立学校隔離を命令しているもの—コロンビア特別地区（ワシントン）と17州—（アラバマ、アーカンサス、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ケンタッキー、ルイジアナ、メリーランド、ミシシッピ、ミズーリ、ノースカロライナ、オクラホマ、サウスカロライナ、テネシー、テキサス、ヴァージニア、ウエスト・ヴァージニア）

州法によつて隔離を任意にしているもの—4州—（アリゾナ、カンサス、ニュー・メキシコ、ワイオミング）

④ サウス・カロライナ州のパーズ知事は「公立学校をすべて私立学校に切換える立法措置の研究に着手する」と発表し、又ジョージア州のタルマツジ知事も「私立学校に切換え白黒別の伝統を維持する」と述べている。アラバマ州、フロリダ州でも「最高裁の判決に抵触しない便法」の研究を始め、その他の州は「十月からの再論争の経過を待つて」の態度を表明している。

⑤ 5月17日「おどり上つて喜ぶニグロ」の姿をレンズに収めようとして、だれ一人狂喜乱舞の姿をカメラに収め得なかつたニューヨーク・タイムス紙は「問題はまさにこれからであるという事を全国千五百万の黒人のだれもが身にしみてわかまえているからであらう」と報じている。

America に於ける黒人教育についての一考察 (清水)

の良く知るところである。

従つて教育の面に於ても当然分離されており、黒人は少数の者のみが黒人の特別学校において教育されていたのである。一方北部諸州に於ては白色アメリカ人の教育施設は黒人に対しても広く解放されていたものの、大戦後工業のすさまじい発展に伴い、何百万の人口を有する都市が成立し、その都市に対して南部より莫大な黒人が集中移動を行つた結果、⁽¹⁾そこでも人々は特別の黒人学校を要求し始めたのである。

云うまでもなく、米国の学校制度は各州の管轄事務となつており、各州は更にその監督、財政、行政を地方の小自治団体に委任している。ところが総人口の $\frac{1}{4}$ から $\frac{1}{2}$ 以上の黒人を有する南部17州に於ては、その黒人教育制度は最近に至るまで、白人の学校のため莫大な費用を投じ、大規模な経営をして来たのに比較する時、州当局より全く敵意を以て忽せにせられて来たのである。南部に於ける教育状態を論じてウーフター (T. J. Woolfer) は「学校費が南部は北部に比して全く貧弱である。特に黒人学校は第二義的に考えられている。白人学童に対する学校に比較すると黒人学校には学童人口に比して席数も少なく、教師の俸給は低く、従つて教師の担当数も多く更に運動場はせまく小さく、児童教師の保健、娯楽設備も不十分である」と述べている。⁽²⁾

例えば南部11州においては1909年に、黒人の人口はその全人口の40.1%を占めていたが黒人学校のための予算支出は漸く教育費総支出の14.8%にすぎず、ルイジアナ州に於ては黒人々口47.2%⁽³⁾に対し、支出は8.7%にすぎなかつたのである。更に黒人児童数の百分率は、白人児童のそれに比すると永い間著しく低率であり、中等学校では1925年、26年度の政府の調査によれば、黒人の生徒は白人の生徒に比して約 $\frac{1}{4}$ であつたのである。従つて多くの文盲が黒人中に存在し、1920年の人口調査に基ずく政府の報告では22.9%の10才以上の文盲者がいる割合となつている。

黒人児童向きと白人児童向きの二種の分離した学校制度を保持して来た南部諸州にあつては、黒人学校制度に関する考慮は、白人学校制度へのその後に常に置かれていたのである。

〔III〕

かくの如く黒人の教育をゆるがせにした結果、当然アメリカが直面しなければならなかつたのは「白人の文化状態に比して、黒人市民が文化的に著しく時代遅れになり、経済的及び保健衛生上等の種々な危険を自ら藏すること」⁽⁴⁾であつたのである。即ち黒人が州及び自治体の政治的、経済的活動に対する理解の乏しいこと、及びその活動への関与の乏しい点、白人労働者の高級な賃金標準や生活標準よりも低い標準にあること、社会的不満、教養なき黒人と教養ある黒人間に

① 1920年と1930年の間の七大都市の白人の増加は百分率で示せば18.3%、黒人のそれは84.3%となつている。

② Negro Problems in City P.201 (河村只雄著米国黒人研究68頁)

③ Booker T. Washington : The Story of the Negro P.144

④ H. T. Becker : Die Kolonialpädagogik der Grossen Mächte (鈴木福一訳.88頁)

於て増進する不和、及び不十分な衛生状態と健康状態等の問題がこれであつた。これらの諸問題は黒人が多数白人家庭において、コック、雇人、子守娘、給仕等となつて働いているので、それだけ益々憂慮すべき問題であつたのである。そしてその解決は当然黒人の教育制度の改革に求めなければならなかつた。かくて1910年以来、殊に、大戦後、合衆国では南部諸州における黒人教育と黒人学校制度改良のため、力強い努力が試みられたのである。

その結果1933年、34年度の学校統計年報によれば、黒人児童用の特別学校に就学中の黒人児童の百分率は83.7%であり、これは白人児童の83.6%をうわまわる高率を示している。更に黒人児童の上級学校への進学も著しく増加し、初等学校及び中等学校に於ける教師は56,312名へと増加した。⁽¹⁾ 又黒人のための大学程度の研究の総数が83、黒人大学生及び女子大学生の数は3,499名と報告され、これは1917年度に比較して男子約4倍半、女子約9倍となつたのである。⁽²⁾ そして1930年の政府の人口調査に従うと、10才以上の黒人の文盲者の百分率は、南北戦争終了頃は約65%であり、1900年には50%であつたのが16%に低下し、全国的には4.3%となつている。⁽³⁾

〔Ⅲ〕

さて米国の黒人の為の学校状態を改良し、彼等の文化水準を高めんとする熱烈な努力を所轄の政府機関が行つた事は勿論であるが、我々は更に私的な黒人親睦協会や白人教会団体、独立したキリスト教会、教養あるアメリカ黒人、加うるに多くの財団の努力と尽力を見逃してはならないのである。

それらの中でまず第一にあげられるのは「一般教育委員会」(General Education Board) である。これは1902年、ロツクフェラーによつて創立され、1930年に至る迄、総額約二億弗を一般教育目的のために投じ、その内2300万弗以上を公立及び私立の黒人教育施設のために使用している。⁽⁴⁾ 「ヂーンズ財団」(Jeanes Fund) も黒人教育、特に地方における黒人教育改良をその任務とし、このために1924年のみでも10.8万弗を使用したのである。⁽⁵⁾ 更に米国の南部諸州の地方的な黒人初等学校設立の為には、1917年シカゴの工業家によつて設立された「ジュリアス・ローゼンワルド財団」(Julius Rosenwald Fund) があり、これは1925年迄に280万弗を、黒人初等学校設立のため所轄政府機関は、それと同額の支出を行つて協力すべきであるという条件のもとに、支出している。⁽⁶⁾ 「ジョン・エス・スレーター財団」は、黒人学校制度のための最初の大財団であり、これは既に、1882年に100万弗を以て創立されたものであつて、特に黒人教師及び黒人女教師を、世界的に有名な二カ所の「アメリカ黒人教育所」において養成する事業を行つて来たもの

① Booker T. Washington : The Story of the Negro P.182. 1900年は僅か21,258名であつた。

②③ Becker著、鈴木訳の「列国の植民地教育政策」に依る。

④ Annual Report of the General Education Board.

⑤⑥ Twenty-five years of American education 1924.

である。⁽¹⁾

此の教育所の一つは、1866年、サムエル・アームストロング (Samuel Armstrong) によつて、バアーヂェヤに設立された「ハンプトン研究所」(Hampton Institute) であり、他は黒人教育家ブーカ・テイ・ワシントン (Booker T. Washington) によつて、1881年に設立された「タスケギ研究所」(Tuskegee Institute) である。此の両者はアメリカ及び全世界の黒人の高等教育及び職業教育の向うべき方向を示したものであつた。例えば「ハンプトン師範教育及び農業研究所」(Hampton Normal and Agricultural Institute) は、初等学校及び中等学校の黒人養成部、工業学部、及び農学部、園芸部、家政部、商業学部、更に黒人の男女図書館員養成部等を包含していたのである。⁽²⁾

以上のべた財団の外に、全国教会協議会 (The National Council of Churches)、黒人向上促進国民協会 (The National Association for the Advancement of Coloured People.—N.A.A.C.P.—) アメリカ人種問題協議会 (The American Council on Race Relations) 等の黒人教育に対する努力も忘れてはならないものである。

〔V〕

かくて1910年以来、米国に於て黒人教育を更に深め、且つ拡めんが為、種々の方面から促進された効果多き諸努力は、第一次大戦後、急速にたかまつた黒人の教育的社会的解放及び文明を得んとする強い願望に即応したものであり、一方では、すべての黒人児童を一人残らず義務的に就学せしめ、教育せんとする事が真剣に考慮され、他方では、主として実践的な職業教育の実施が促進されたのである。そして更に、黒人の知的選抜を行つて、被選抜者には価値高き大学の研究を行わせ、且つ知識的職業につかしめ、これを通じて黒人の中にその指導者階級を、特に黒人の教師を造る事に多くの努力が払はれたのである。その結果、黒人の精神指導者は益々その数を増加し、アメリカの教育力を完全に利用して、彼等黒人を彼等に適応した様に教育されるようになったのである。

此の黒人の「適応のための教育」(Education as adaptation) とは、「彼等の特殊能力、例えば手工業及び音楽的天稟を発展せしめ、且つ彼等に相応じた教育を施す事によつて、彼等がアメリカ大都市の無知な労働者の最下層の中に吸収されるのを予防し、むしろ彼等に出来るだけ自作農業働、手工業又は高級の職業に於て生活をするを得しめよう⁽³⁾」とするものである。此の様な教育への欲求と努力とは遂に黒人である Booker T. Washington の実践的、理論的実業教育の提唱となり、アメリカ黒人教育制度の特色を示すものとして実業教育法として発展した

① B. T. Washington : The Story of the Negro P.129

② Becker 著、鈴木訳 [列国の植民地教育政策] 91頁

③ Becker 著、鈴木訳 [列国の植民地教育政策] 93頁

(1)
のである。

米国のペスタロッチー (Pestalozzi) とさえいはれる彼 Washington にとつては、「伝統的なヨーロッパ的アメリカ学校教育の単なる模倣を以てしては、文化的経済的及び社会的に劣等な状態にある黒人には何の役にも立たず、真に手工業的及び農業的労働がすべての教育の基礎をなすものであり、これが黒人に対して寧ろ経済的のみならず、亦文化的な向上を招来すべきものであつた」⁽²⁾のである。彼は大战後アメリカに於て非常に困難となつている黒人の田園嫌忌と都市集中の脅威的な危険を認め、従つてこれを田園生活向の教育によつて防止せんと試み、且つそれを矯正するため、学校に於て経営に必要なすべての労働、たとえば煉瓦製造、大工、車輛製造を含めてこれら労働を自ら果す事を教え、農業及び家庭的労働に於て生産力を生み出すように、又かゝる肉体労働の価値を尊重するように教育されねばならぬと考へたのであつた。⁽³⁾

更にこの実業的教育の根本動機と共に、B. T. Washington が採りあげた今一つの黒人教育の見解は、保健衛生教育であつた。彼によれば「凡ゆる文化的及び社会的に低級な民族にあつては、その教育は生徒自身の身体から出発しなければならぬものであり、身体保護、清潔、衛生及び睡眠や衣食住に関する健康上の規定を以て、すべての教育的努力は始まらねばならず、健康と労働を安全に保護し、自然の肉体的な而もかくべからざる経済的の要求を、健全に適当に満足させる事に注意を払うのは、より高い文化と教育への前提を作り、そのための基礎を作る」⁽⁴⁾ものであつたのである。

〔VI〕

かゝる Washington の実業教育と衛生教育に関する見解は、まず北部諸州、次いで南部諸州の白人の承認を得たものであつたが、尙多くの反対を屢々黒人の側からも喚起されたものであつた。何故ならば、彼の条件への適応教育としての実業教育は、黒人にとつて彼等を永久に肉体的労働と手で働く職業へ拘束するかのよう思はれたからであり、更に多くの熱心な教育家にとつて、これは彼 Washington の見解が、恰も専ら健康とか、肉体的健全、経済的成功というような、物質的的に走るように考えられたからである。しかし彼にとつては、アメリカ黒人の選良教育が問題となるのではなく、「健全な即生活的な国民教育を通して、広汎な黒人大衆を向上せしめる」ことが問題であつたのである。

此の様な一部の反対にもかゝわらず、アメリカ黒人の此の実業教育と衛生教育は、米国の殆ど

① これは Samuel Armstrong が [Hampton Institute] において黒人の労作教育の古い経験に基づいて初めて發展させ、更に彼の生徒である黒人教育家 Booker T. Washington が [Tuskegee Institute] に於て、実践的及び理論的に發展せしめたものである。

②③④ B. T. Washington : Up from Slavery. H. T. Becker : Die Kolonialpädagogik der Grossen Mächte (鈴木福一、訳、94頁～98頁)

America に於ける黒人教育についての一考察 (清水)

あらゆる黒人教育機関へと滲透し、やがはアフリカ黒人の教育等にも影響を与えたのである。

さて以上眺めて来たように、アメリカに於ける黒人教育に関して第一次大戦後より多くの改良と努力がなされ、それへの進展をなしたとは云え、初めにのべた米国最高裁判所の「黒人教育の差別禁止」の判決が示す如く、黒人の完全なる教育の途は前途猶遠きものがあると云はなければならない。人種問題が殊の外強く叫ばれ、第二次大戦後、更にその地位を社会的軍事的に確固たるものとした今日の米国の黒人に対して、その困難な教育問題が、どのように解決され、発展してゆくかは、恐らく今後、アメリカ民主主義の前進の一つのパロメーターとして我々に多くの課題を提示するものと思はれる。

主要参考文献

Charles S. Johnson : The negro in american civilization. (P.224~P.273)

Booker T. Washington : The story of the Negro.

Booker T. Washington : Up from slavery—an autobiography—.

H. T. Becker : Die kolonialpädagogik der Grossen Mächte.

(鈴木福一訳「列国の植民地教育政策」)

河村只雄 : 米国黒人の研究